

お知らせ版

広報 だいせん

大山の恵みを受け継ぎ、
元気な未来を拓くまちづくり

9/15

家電リサイクル品指定引き取り場所

取り扱いが変わります

10月1日から

家電リサイクル品指定引き取り場所

- 日ノ丸西濃運輸（株）米子支店
米子市流通町430番地2
☎ 0859-39-3939
- 三光（株）
松江市八束町江島1128番地49
☎ 0852-76-9210
- * 金額は、メーカー・や・サイズによって異なる場合があります。家電リサイクル券を購入する前に、ご確認ください。

現在、家電リサイクル品を引き取り場所へ直接持ち込んで処分する場合、メーカーによつてAグループ、Bグループのどちらかの引き取り場所に持ち込んで頂いています。

10月1日からは、メーカーに関係なく、次の場所へ持ち込むことができます。

* 家電リサイクル品は、これまでどおり、家電リサイクル券を貼らなければ処分することができません。家電リサイクル券は郵便局で購入してください。

ビ（プラウン管式、液晶式、プラズマ式）、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機です。

他の処分方法

① 販売店へ持ち込む

② リサイクル券取り扱い店に依頼する。

☎ 0858-58-3239

・ マツモト電器

☎ 0859-54-2307

・ アイサカ時計電器店

☎ 0859-54-2168

・ 名和電化サービス

☎ 0859-54-2425

・ かねだ電機

☎ 0859-53-3766

* リサイクル券取り扱い店は一例です。料金などは直接お問い合わせください。

③ 大山町許可業者に依頼する

・ よろづや産業

☎ 0859-26-3523

◆ 問い合わせ先 住民生活課

☎ 0859-54-5210

家電リサイクル品

家電リサイクル品とは、テレ

ビ（プラウン管式、液晶式、ブ

ラズマ式）、エアコン、冷蔵庫、

冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機で

守りましょう！

電波のルール

電波は、テレビ、ラジオや携

帯電話といった私たちの身の回

りから、警察無線、消防・救急

無線や航空無線など公共的分野

まで、いろいろなところで利用

されています。

この電波を公平かつ効率よく

利用できるようにするため、電

波を使用するルール「電波法」

が定められています。

利用できるようになります。

電波を使用するルール「電波法」

が定められています。



技適マーク

お願い

出品作品募集

募集

12月6日から13日にかけて鳥取県立博物館で開催される、第56回鳥取県勤労者美術展では、作品を募集しています。

◆ 対象

県内在住または県内にお勤めの勤労者および退職者または家族は家族

◆ 部門 写真・洋画・日本画・書道（熱中作品展も同時受付中）

書道（熱中作品展も同時受付中）

◆ 出品作品

1部門につき2点以内。写真は単2点以内または組1点のいずれか（未発表作品に限る）

* 申し込みには所定の出品申込書が必要です。

◆ 応募期間
10月1日（木）～11月20日（金）

◆ 申し込み・問い合わせ先
財団法人 鳥取県労働者福祉協議会

無線機をお求めの際には「技適マーク」を確認してください。
また、無線機は免許を受けて正しく使ってください。

* 申し込みには所定の出品申込書が必要です。